

観光協定書

自治体名	矢板市
契約年月日	2018年4月27日

一般社団法人 日本自動車連盟

観光協定書

一般社団法人日本自動車連盟（以下「甲」という。）と 矢板市（以下「乙」という。）は、観光振興に関して次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は甲と乙が有する資源を活用し、相互に協力して乙の観光振興を通じて、地域社会の発展と甲の諸事業の拡充に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して、協力するものとする。

- (1) 地域の観光振興に関すること
- (2) 前号以外の地域振興に関すること
- (3) 甲の観光情報登録システム利用に関すること
- (4) その他甲乙協議して決定したこと

2 前項の詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

第2章 観光情報登録システム

（観光情報登録システムの利用）

第3条 乙は、前条第1項第3号に定める甲の観光情報登録システム（以下「本システム」という。）を利用するものとする。

（本システムの機能）

第4条 本システムの機能は、次のとおりとする。

- (1) モデルドライブプランの作成機能
- (2) 観光写真および観光施設情報登録機能

（甲の責務）

第5条 本システムを提供するにあたっての甲の責務は、次のとおりとする。

- (1) 本システムは、システム障害及びメンテナンス時を除き、常時提供すること
- (2) システム障害及びメンテナンスにより本システムが提供できない場合は、乙に通知すること

(3) 甲の運営するインターネットサイト「JAFナビ」において、乙が作成したモデルドライブプランを告知すること

(乙の責務)

第6条 本システムを利用するにあたっての乙の責務は、次のとおりとする。

- (1) 甲の法人会員となること。ただし、第7条に定める利用料を支払う自治体を除く。
- (2) 乙は本システムにおいて作成したモデルドライブプラン、および登録した観光写真および観光施設情報について、第三者の著作権、肖像権、その他の権利を侵害していないことを保証すること
- (3) 乙の運営するインターネットサイト等に、本システムへのバナー、リンク等を設置し、誘導に協力すること
- (4) 乙は、本システムの運用にあたっては観光団体等（一団体に限る。）へ委託できるものとする。

(利用料)

第7条 本システムを利用するにあたり、乙は甲に次の額の利用料を支払うものとする。ただし、乙が甲の法人会員である場合を除く。

- (1) 年度の利用料は6,000円（税込）とする。
- (2) 年度の途中で利用を開始する場合又は年度途中で甲の都合により本契約が終了した場合の利用料は月額500円（税込）とする。
- 2 甲は、当該年度の利用料を年度初めに乙に請求するものとし、乙は当該請求のあった月の翌月末までに甲の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。
- 3 前項における振込みに要する費用は乙の負担とする。

(著作権等)

第8条 本システムを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、画面情報、商標、ロゴ等に関する知的財産権（著作権・商標権等を含む。）その他の権利は、乙が作成、または登録したものと除き、甲もしくは甲にその使用を許諾した者に帰属する。

- (1) 本システムにより、乙が作成したモデルドライブプラン、および登録した観光写真、観光施設情報の著作権は乙に帰属する。ただし、乙は、自らが作成したモデルドライブプラン、および登録した観光写真、観光施設情報について、甲が本システムの内外を問わず、無償かつ無期限、無制限に使用（編集、複製、翻案、転載、第三者への使用許諾等使用行為の一切を含む。）することを許諾するもの

- とし、甲および甲の会員、甲から許諾を受けた第三者による使用に関して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 乙は本システムのコンテンツについて、乙が作成したモデルドライブプラン、および登録した観光写真、観光施設情報を含めて、これを乙や第三者の運営するサイトや印刷媒体に転載をしたり、商用目的で利用しないものとする。
- (3) 本システムで提供する地図情報の著作権は、住友電気工業株式会社、住友電工システムソリューション株式会社及びインクリメント・ピー株式会社に帰属する。また本契約に定める利用方法を除き、いかなる形式においても著作権者に無断でこの地図の全部または一部を複製し、利用することはできないものとする。

(第三者の利用制限)

- 第9条 乙は、第6条第4号に定める観光団体等を除き、甲の事前の承認を得ることなく第三者に本システムを利用させることはできない。
- 2 乙は、第6条第4号に定める観光団体等及び、事前に甲の承認を得た第三者に本システムを利用させる場合は、乙は本契約に規定する乙が甲に対して負うべき義務を負わせるとともに甲に対し、当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を追うものとする。

(損害賠償等)

- 第10条 乙が本章の規定に違反したことにより、甲の会員又は甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 甲又は乙が本章の規定に違反し、又は本システムに誤った情報を掲載したことにより、第三者との間にトラブルが生じた場合は、甲又は乙は自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。

(免責)

- 第11条 乙が本システムを利用した場合、次の各号に掲げる事由により、乙に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。
- (1) システム障害が発生した場合
(2) メンテナンス時等やむを得ない場合
(3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止した場合
(4) 天災、地変、その他の非常事態が発生もしくは発生するおそれがある場合
(5) 災害の予防、救援、または交通、電力供給の確保及び秩序の維持に必要とする通信、その他、公共の利益の為に緊急を要する通信を優先的に取扱う必要がある場合

第3章 その他

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、相手方に催告することなく本契約を解除することができるものとする。この場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

(1) 甲又は乙、甲又は乙の役員及び従業員（以下本条において「従業員等」という。）が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいう外、総会屋、社会運動や政治運動を標ぼうするごろ等をいう。）である場合又は反社会的勢力であった場合。

(2) 甲又は乙、甲又は乙の従業員等が反社会的勢力に対し、資金又は役務等の利益供与を行っている場合又は反社会的勢力と何らかの取引を行っている場合。

(3) 前各号に掲げるものの外、甲又は乙、甲又は乙の従業員等が反社会的勢力を利用するなど何らかの関係がある場合。

(4) 甲又は乙、甲又は乙の従業員等が自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為又は詐欺的行為により不当な要求を行った場合。

2 甲及び乙は、次の各号について表明し、保証する。

(1) 自らが反社会的勢力でないこと。

(2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。

(3) 反社会的勢力を利用しないこと。

(4) 従業員等が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと。（5）自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、

並びに反社会的勢力と交際がないこと。

(有効期間)

第13条 本契約の有効期間は、2018年4月27日より翌年度の3月31日までとする。但し、期間満了の日から3か月前までに甲、乙が別段の意思表示を行わない場合は、更に一年延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定に関らず、乙の法人会員の有効期限が満了した場合は満了した日までとする。

3 甲乙は、本契約の有効期間内といえども、1か月以上の予告期間をもって、本契約を解約することができるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず第8条（著作権）については、有効期間満了後も有効とする。

(協議解決)

第14条 本契約に定めのない事項又は取扱いに疑義が生じた場合、その都度甲及び乙は誠実に協議の上これを解決するものとする。

(その他)

第15条 本契約に関して生じた一切の訴訟については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書締結の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名捺印の上各1通を保有する。

2018年4月27日

甲：栃木県宇都宮市今宮2-4-6
栃木県自動車会館内
一般社団法人日本自動車連盟栃木支部

支部長

乙：栃木県矢板市本町5-4
矢板市

市長